

1. 議事日程

(平成18年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目)

平成18年3月1日
午後1時半開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第5 承認第1号 専決処分した事件の承認について
【平成17年度一般会計補正予算(第7号)】
- 日程第6 発議第1号 安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第7 施政方針
- 日程第8 議案第52号 平成18年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第9 議案第53号 平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第54号 平成18年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- 日程第11 議案第55号 平成18年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第56号 平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第13 議案第57号 平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第58号 平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別
会計予算
- 日程第15 議案第59号 平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第16 議案第60号 平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第17 議案第61号 平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業
特別会計予算
- 日程第18 議案第62号 平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第63号 平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算

日程第20 議案第64号 平成18年度安芸高田市水道事業会計予算

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
5番	小野剛世	6番	川角一郎
7番	塚本近	8番	赤川三郎
9番	松村ユキミ	10番	熊高昌三
11番	青原敏治	12番	金行哲昭
13番	杉原洋	14番	入本和男
15番	山本三郎	16番	今村義照
17番	玉川祐光	18番	岡田正信
19番	渡辺義則	20番	亀岡等
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

12番 金行哲昭 13番 杉原洋

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長 児玉更太郎 助役 増元正信

収 入 役	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自治振興部長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	廣 政 克 行
福祉保健部長兼 福祉事務所長	福 田 美 恵 子	産 業 振 興 部 長	清 水 盤
建設部長 兼公営企業部長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝
教 育 次 長	杉 山 俊 之	消 防 長	村 上 紘
八千代支所長	岡 田 敦 男	美土里支所長	立 川 堯 彦
高宮支所長	猪 掛 智 則	甲 田 支 所 長	武 添 吉 丸
向原支所長	益 田 博 志	総 務 課 長	高 杉 和 義
財 政 課 長	垣 野 内 壯		

6．職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

午後 1 時 3 0 分 開会

松 浦 議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまの出席議員は 2 2 名で
あります。

定足数に達しておりますので、これより平成 1 8 年第 1 回安芸高田
市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
議長。

増本事務局長

松 浦 議 長

増本事務局長

局長。

諸般の報告をいたします。

第 1 点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席
委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第 2 点、監査委員より平成 1 7 年 1 1 月分、1 2 月分、平成 1 8 年
1 月分の例月出納検査結果の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布しておりますので、ご了承下さい。
以上で、諸般の報告を終わります。

松 浦 議 長

以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

松 浦 議 長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 7 9 条の規定により、議長において、
1 2 番、金行哲昭君及び 1 3 番、杉原洋君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

松 浦 議 長

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議い
ただいておりますので、その結果について、議会運営委員長 青原敏
治君の報告を求めます。

青原委員長

松 浦 議 長

青原委員長

議長。

青原敏治君。

平成 1 8 年第 1 回定例会の運営につきまして、去る 2 月 2 2 日に議
会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたしま
す。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から
3 月 2 4 日までの 2 4 日間といたしました。議事の都合により、3 月
3 日から 3 月 7 日まで、及び 3 月 1 1 日から 3 月 2 3 日までを休会と
いたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問 1 件、同意 1 件、承認 1 件、
発議 1 件、議案 6 4 件、計 6 8 件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第3号から議案第5号まで、及び議案第13号並びに議案第14号については、上程の後、質疑は省略して総務企画常任委員会に、議案第15号から議案第24号まで、及び議案第35号から議案第40号までについては、同じく文教厚生常任委員会に、議案第25号から議案第32号までについては、同じく産業建設常任委員会に付託することといたしました。

さらに、議案第52号から議案第64号までの、平成18年度一般会計予算ほか特別会計予算等13件の予算案については、上程の後一括質疑を受け、その後、議長を除く21名で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託いたします。その他、諮問第1号ほか25件については、付託を省略することといたしました。

予算審査特別委員会の審査は、3月22日までに終了するよう運営方よろしくお願いいたします。

一般質問の取り扱いについては、締め切り後、直ちに委員会を招集いたし協議いたします。

なお、最終日に議案2件が提案される予定となっておりますこと、さらに、総務企画常任委員会で審査されます意見書についても、協議が整いましたら、発議として同じく最終日に上程が予定されておりますこと、併せて申し添えさせていただきます。

以上、報告を終わります。

松浦議長

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は24日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は24日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

松浦議長

日程第3、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

本定例会の冒頭にあたり、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。

一昨年3月1日に安芸高田市が発足し、本日で、ちょうど2年を経過いたしました。本日、新市が誕生して満2歳という記念の日に、こうして平成18年第1回定例会の開会日を迎えることができましたことは、皆様方のご支援の賜物と、心から感謝を申し上げます。3年目

のスタートにあたり、平成18年度は、昨年にも増して、安芸高田市としての合併の真価が問われる年になると強く認識をしております。改めて、身の引き締まる思いでございます。

皆様方には人々輝く安芸高田の実現へ向けて、また、円滑な市政の運営によります、ますます安定した行政サービスの確保へ向けて、一層のご支援を賜りますように、重ねてお願いを申し上げます。

本定例会へ、ご提案を申し上げます案件は、諮問1件、同意1件、承認1件、及び議案64件でございます。

よろしくをお願いいたします。

それでは、諮問第1号の人権擁護委員の推薦につきましての提案理由の説明をいたします。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。本年6月30日をもって、5名の委員が任期満了となり、このうち、今期をもって退任されます花房さんを除く4名の委員を再任推薦し、新任委員を1名推薦するものでございます。再任推薦をする武田慶子委員、秋野貢委員、津村秀莊委員、これはそれぞれ2期6年でございます。佐藤正彦委員は、1期3年人権擁護委員を務められ、この間、人権相談や人権思想の普及高揚など、積極的に人権活動に参加をいただいたところでございます。また、新任推薦の三上タエ子さんは、平成9年から平成16年まで、美土里町議会議員及び安芸高田市議会議員を歴任され、現在安芸高田市社会福祉協議会理事等を務めておられます。熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方でございます。

以上よろしく、5名の候補者を権擁護委員として適任であると確信いたし、推薦するものでございます。よろしく審議をいただきたいと思います。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しましては、委員会付託、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認めます。

これより諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

本件は、諮問のあった5名を適任とすることに、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は諮問のあった5名を適任とすることに決定しました。

~~~~~

日程第4 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意
について

松浦議長 日程第4、同意第1号、安芸高田市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 同意1号、議案名が、安芸高田市教育委員会委員の任命の同意でございます。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、教育委員の任命の同意を求めるものでございます。

多様化、複雑化を続けております市民の要望に対応し、安芸高田市の確かな教育行政を推進していくために、豊富な経験と広い見識を有しておられます眞田良三さん71歳が、教育委員会委員として適任であると確信し、その任命について、議会の同意を求めるものでございます。眞田さんは、向原町のご出身で、合併までは向原町長として、また、新市発足後は市の教育委員としてご尽力をいただいております。

よろしく審議を賜りますように、よろしく申し上げます。

松浦議長 お諮りいたします。

この件に関しましては、委員会付託、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

これより同意第1号、安芸高田市教育委員会委員の任命の同意についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 全員起立であります。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~

午後 1時42分 休憩

\* 選任同意を受けた眞田良三さん、挨拶 \*

午後 1時44分 再開

~~~~~

日程第5 承認第1号 専決処分した事件の承認について

【平成17年度一般会計補正予算(第7号)】

松浦議長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

日程第5号、承認第1号、専決処分した事件の承認について、平成17年度一般会計補正予算、第7号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

議長 承認第1号、専決処分した事件の承認についてでございます。

平成17年度、安芸高田市一般会計補正予算、第7号でございます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、5,900万円を追加し、予算の総額を238億1,797万2千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金5,900万円を追加するものでございます。歳出につきましては、土木費5,900万円を追加するものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

承認第1号、平成17年度の安芸高田市一般会計補正予算第7号につきまして、要点のご説明を申し上げます。補正予算書の6ページをお開き願いたいと思っております。

このたびの補正につきましては、ご承知いただいておりますように年末にかけまして、例年になく寒波に見舞われ、当初予算措置をいたしておりました除雪経費が、不足するという事態になったわけでございます。このたび、除雪費用に係ります経費を専決処分により追加をいたしたものでございます。

まず、歳入でございますが、基金繰入金の、3項の基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金から除雪経費の財源といたしまして、5,900万円を計上いたしたものでございます。続きまして、7ページでございますが、歳出でございます。8款の土木費、2項の道路橋梁費、2目の道路維持費、5,900万円を増額するものでございます。県道、道路維持費の維持修繕工事費の執行残285万5千円を減額をし、除雪費に組み替え、除雪委託料を6,185万5千円と追加をいたすものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

松浦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

亀岡議員

はい。

松浦議長

20番 亀岡等君。

亀岡議員

昨年来の豪雪につきましては、そうした自治体における除雪費等、大変、多額の経費がかかったわけでございますが、これにつきましては、国の方が一定の対策交付金を出してくるかの情報も新聞紙上等でございましたが、これにつきましてはの見通しといったことがわかればお聞きしたいと思います。

松浦議長

答弁を求めます。

金岡建設部長

建設部長 金岡英雄君。

ただいまのご質疑にお答えいたします。

ご指摘のように、国の方から豪雪に対する財政措置がなされるということで、当市におきましてはいわゆる豪雪地帯、高宮、美土里町等を中心にかんりの積雪があったということで、現在1,300万円の事業費につきまして、2分の1の650万ほど国の方で措置されるということで、今回の補正予算の方でも計上させていただいております。

以上でございます。

松浦議長

他に質疑ありませんか。

熊高議員

議長。

松浦議長

10番 熊高昌三君。

熊高議員

補正予算の執行について、とやかく質問するものじゃないんですが、先ほど、部長の方からもありましたように安芸高田市の地域においても、かなり積雪においては差があったのが事実だろうと思います。そういった中で、高齢者を含めた福祉に関係した除雪対策というの、非常に大きな課題も見えてきたというふうに思うんですね。これは、道路を中心とした除雪でありますんで、その点に絞って質問をさせていただきますが、地域によっては通学路等の確保が非常に困難な地域もあったんですね。そういった予算執行上の課題も、いろいろあったんじゃないかというふうに思うんですね。

ですから、今回のそういった経緯を踏まえて今後こういった対策をされるのか、そういった点について改めてお伺いをしておきたいと思っております。

松浦議長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

金岡建設部長

建設部長 金岡英雄君。

ただいまのご質問に対しまして、お答えを申し上げます。

ご指摘のように、安芸高田市6町では大変積雪状況、また、降雪状況かなり大きな差がございます。そのなかで、美土里、高宮、やはり積雪がたくさんございました。この除雪につきましては、やはり基本的には生活関連道路に行くまでに、国道あるいは県道、いわゆる一般輸送道路の確保ということで、国県の方も除雪をしてまいっておるのが現状でございます。それらと、幹線市道等を引き続きやっているわけでございますが、県におかれましては、積雪が15センチ以上の場合、除雪をするというのが基準になっております。市の場合も、バス路線については15センチですが、一般路線につきましては、20センチという基準で、現在動いている状況でございます。旧町時代は、こういうかたちで実施をして現在に至っているわけでございますが、昨今のような豪雪、これまで昭和38年以来であるというふうに、かなりご意見を聞いておりますが、こういう状況が続くということになれば、幾分かの検討をする必要があるかと思っておりますが、まだ具体的な取り組みとして、そこまで全体の協議をしておりません。

今後そういう中で、地域の生活に支障のないようなあり方を、検討、研究をさせていただきたいと思っております。また、通学路等につきましては、歩道等、なかなか機種の問題で除雪もできない、また人力的、予算的な問題もございますが、これらも合わせまして、関係部署とも今後、研究していきたいと思っております。

以上でございます。

熊高議員
松浦議長
熊高議員

議長。

10番 熊高昌三君。

今後いろいろな課題を検討するということでもありますので、その点、期待をしておりますが、最後の辺で言われたように、関係部署との連携というかたちですね。特に、先般も地域連合会の振興会の連合会の皆さんと意見交換する中で、やはり大きな課題であるというようなご意見もあったんですね。ですから、予算がないからできないというだけじゃ、地域の皆さんは大変困るんだということですから、自治振興部あたりも含めてですね、地域もそういった実体を聞きながら、予算がなくてもできる方策というんですかね、歩道等の除雪については、機械を貸与して、ボランティアで地域の人がやるとか、そういったことも実際やられておりますんで、そういった福祉面、自治活動、そういった面も含めてですね、建設部だけの課題としてとらえず、今後、視点を、そういった方向に広げていった取り組みをお願いしたいと思いますんで、その辺についての考えをお伺いしたいと思います。

松浦議長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

はい。ただいまのご質問につきまして、今ご指摘ございましたように、かなり広範囲な問題でありますので、今後そういう関係部署との研究を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

松浦議長
岡田議員

18番 岡田正信君。

関連するわけですが、国のこの豪雪に対しては、来年度の交付税を前倒しして、そういう地域に配慮するというようにも私は聞いたわけですが、先ほどから答弁聞きますと美土里の豪雪地帯、高宮の豪雪地帯、これに対して措置されたように考えられるわけですが、この特別な豪雪いうものは、そういう地域外でも、例えば安芸高田市にはあと4町がそういう豪雪地帯に入らなわけですが、それに向けての措置はされてないんですか、どうなんですか。

松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

暫時、休憩いたします。

~~~~~

午後 1時55分 休憩

午後 1時56分 再開

~~~~~

松浦議長 再開いたします。
答弁を求めます。
建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長 はい。ただいまのご質問にお答えいたします。
高宮、美土里というような表現をいたしました。今回の豪雪に対してということでございますので、訂正をさせていただきます。
以上でございます。

岡田議員 はい、議長。
松浦議長 18番 岡田正信君。
岡田議員 わかれば、距離数、詳細にはわからんと思いますが、この市内の路線やら、距離数がわかったらお願いします。

松浦議長 ただいまの質疑に、答弁を求めます。
建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長 はい。ただいまの質問に延長ということで、現在資料を持っておりますのが、安芸高田市内の除雪計画としまして、県、市合わせて、おおむね197キロメートルでございます。そのうち、県が76キロ、市が121キロ程度と、全体の一覧という、管理をするなかの延長でございます。

松浦議長 他に質疑ありませんか。
〔質疑なし〕

松浦議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに、ご異議ありませんか。
〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより承認第1号、専決処分した事件の承認について、平成17年度一般会計補正予算、第7号の件を、起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第6 発議第1号 安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

松浦議長 日程第6、発議第1号、安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から、提案理由の説明を求めます。  
17番 玉川祐光君。

玉川議員

発議第1号、安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

安芸高田市誕生以来、丸2年が経過いたしました。9カ月間の在任特例期間を経て現在の議会が発足したのは、一昨年の12月1日でございます。以来15カ月間、私たち安芸高田市議会議員は広くなった市域を歩き、また地元地域を歩き、一方では旧町時代と比較にならないほど多くの会議等に出席し、議員活動に鋭意汗を流してまいりました。そうした議員活動の経済的基盤である報酬の額は、一昨年の新議会発足当初議決したところです。

しかし、社会経済の厳しい状況に鑑み、運用後まもなくして議員発議の特例条例により、1カ年を区切って減額してきたところです。私たち市議会議員は、この間、報酬その他の費用弁償等についてさまざまに議論を交わしてまいりました。市民は私たち議員にさらなる活動を求めています。また、今後若い議員の誕生とその活躍も求められています。そうした市民の期待に応えるためには、現在の報酬額が決して多額であるとは認識しておりません。しかしながら、市の行財政改革により、市職員の給与の削減をはじめ、各分野にわたり厳しい予算を組まれ、懸命に努力されていることに鑑みると、少しでも負担を軽減すべきということもまた本心であります。

こうした中、まもなく減額の特例期間の期限を迎えるにあたり、現在の報酬等に課題があると認識し、今後根本的に議論を重ねていくことを前提とした上で、当面現在適用している5%の減額条例の特例期間を1年間延長する条例を提案するものでございます。

なお、この条例につきましては、平成18年4月1日から施行するものでございます。どうかよろしく願いいたします。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。  
なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。  
ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

松浦議長

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。  
お諮りします。  
本件は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第1号、安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する  
条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

松 浦 議 長 起立多数であります。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 施政方針

松 浦 議 長 日程第7、施政方針。
ここで、市長の施政方針の表明を受けます。
市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長 お手元にお配りしております、施政方針に基づいて平成18年度、
施政方針を述べさせていただきたいと思えます。
平成18年安芸高田市議会第1回定例会の開会にあたり、提出をさ
せていただきました予算案並びに諸議案の概要の説明に先立ち、新年
度における市政運営の基本方針と諸施策の概要について、私の所信を
申し述べ、議員の皆様方をはじめ、市民の皆様方に一層のご理解とご
支援を賜りますよう、お願いを申し上げます。

まずはじめに、安芸高田市は、合併に伴います市制施行からござ
います。本日をもって満2年を迎えました。本市が一昨年の3月に広
島県内14番目の市として誕生以来、この日を迎えることができました
ことは、市政の運営に対する皆様方の温かいご理解と力強いご支援、
お力添えの賜物と深く感謝をいたしております。私たちが過去に経験
したことのない、長く厳しい、低迷を続けた社会経済状況の中で、安
芸高田市は、幾多の重要課題を抱えて誕生をいたしました。今後、
一層、行財政改革の取り組みを推進いたし、市民の皆様方のご期待に
十分にこたえることのできる行政経営の実現へ向けて、努力をしてま
いりたいと思えます。

我が国の経済は、世界的な需要の拡大に伴います原油価格の急激な
高騰など、その動向が経済活動に与える影響が懸念をされてはおりま
すものの、全体として企業収益は改善されつつあり、設備投資が増加
して緩やかな回復を続けておるものと思えます。

広島県におきましても、好調な輸出を背景として生産が増加傾向に
あるなど、経済の回復基調は継続しているようでございます。こうし
た中で、平成16年度の広島県の製造品出荷額は中国、四国、九州地
方で第1位となり、マツダ株式会社の中間決算は、売上高、中間利益
ともに過去最高を記録するなど、引き続き活発な企業活動や設備投資
が続いております。しかしながら、このような回復基調も都市部や沿
岸部を中心とした動向であり、中山間地に位置をしております本市の
状況といたしましては、景気の急速な回復は期待しにくい状況が続い

ております。雇用の情勢といたしましては、国や県では改善傾向にあると伝えられており、広島県の有効求人倍率は、昨年6月以来、1.2倍を超える水準で推移をいたしております。

なお、本市の状況といたしましては、昨年11月から、ようやく有効求人倍率が1倍を超える水準まで回復をいたしておりますものの、今後しばらくの間は、楽観を許さない情勢が続くものと思われまます。また、フリーター、若年無業者の問題や中高年者をめぐる雇用情勢など、依然として厳しい状況が続いております。

三位一体改革につきましては、昨年11月に国庫補助負担金の改革及び税源移譲に係る、政府、与党合意が示されたところではございますが、その内容は、地方の裁量権の拡大につながるものではなく、地方分権の理念や目的とは、かけはなれたものとなっており、我々、地方公共団体にとりましては、いまだに不十分なものとなっておりますことから、今後も引き続き、この改革の本旨が早期に実現されるよう、県や市長会と協力しながら、国に対して強く働きかけを続けてまいりたいと考えております。

県からの事務、権限の移譲につきましては、一昨年11月に県が策定をいたしました分権改革推進計画に基づき、また移譲項目やスケジュールなどの詳細を決定した事務移譲具体化プログラムによって、本市に対しても平成18年度から段階的に移譲が実施される予定でございますが、市民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情や要望に沿った行政を自主的・総合的に実施できますよう、県の支援をいただきながら円滑な事務の移行に努めてまいります。また、県の行財政改革の一環といたしまして、本年3月で広島地域事務所建設局吉田維持管理分室が廃止され広島地域事務所へ統一されます。また、平成19年3月には広島県立吉田少年自然の家が廃止されます。このような状況の中で、これまで県が行っておりました事務が市に移管されるなど、今後、市が処理すべき事務事業は、ますます多様化・高度化していくことが見込まれます。

本市におきましては、市民との協働による、簡素で効率的な、良質で迅速なサービス提供をめざして、一昨年10月に、広く市民の方々にご意見をいただく行政改革懇話会を、また行政内部の推進組織といたしまして行政改革推進本部を設置し、昨年3月に同懇話会からの答申を受けて、安芸高田市行政改革大綱を策定いたしました。また、この大綱を具現化し個々の事務事業へ直接反映させていくための実施計画を策定いたしております。

とりわけ平成18年度におきましては、昨年度に引き続き、市独自の取り組みといたしまして人件費の圧縮、事務事業全般にわたる行政評価制度の導入へ向けて具体的検討、先日設置をいたしました公共事業の再評価のための評価委員会の運用による公共事業の見直しをはじめ、第3セクター健全化の取り組みや必要に応じた指定管理者制度並

びに民間委託の導入などを厳正に実施し、今後は、集中改革プランの円滑な遂行へ向けて、個々の事務事業の改善を計画的かつ早急に実施してまいります。

安芸高田市が誕生して、瞬く間に2年が経過をいたしました。平成18年度は、あらゆる市政運営において、戦略としての合併効果が最大限有効に発揮できますよう事務事業の精査を重ね、私を含めた全職員が常に緊張感の中に身を置くことによって、市民の皆様にも真に信頼をいただける効果的で効率のよい行政経営の実現を目指してまいります。3年目を迎えた安芸高田市でございますが、新市建設計画並びに安芸高田市総合計画に掲げております重点、懸案事項について、丁寧に、また確実に実施をいたしてまいりますことが第一の使命であると考えております。なお、市民の皆様の行政ニーズの多様化や地方分権の推進に伴います事務移譲の実施などによって、市が処理すべき事務事業の増加は避けては通れないものと想定されます。このような状況にあって、常に良質な行政サービスの水準を確保し、提供していくためには、将来を見据えた、効率的な組織機構の構築が求められますことから、平成18年度におきましては、行財政改革の取り組みについても十分に考慮をし、双方の整合性を図りながら、その方向性を明らかにしてまいりたいと考えております。ハード事業につきましては、引き続き厳選を期し、事業の重点化を基本といたします。なお、具体的な事業といたしましては、行政機能を集中し市民の皆様への利便性の高い行政サービスを提供するために、これまで、広くご意見をいただき検討を重ねてまいりました、第2庁舎及び総合文化保健福祉施設につきましては、平成18年度の早い時期に着工の予定でございます。また、葬斎場につきましては、できるだけ早期に方向性を決定してまいりたいと考えております。交通網につきましては、本市における交通の大動脈でございますJR芸備線及び県道広島三次線、国道54号、中国縦貫自動車道をはじめ、県から合併支援道路の位置づけをしていただいております各路線につきましても、総合的な交通体系の構築という観点から、その整備・改良促進に引き続いて取り組んでまいります。また、地域高規格道路、東広島高田道路の早期実現をめざしてまいります。とりわけ向原吉田間につきましては、昨年夏に地元説明会を開催し、現在は測量などに着手いたしております。早期の工事着工へ向けた働きかけを、関係機関と連携して進めてまいりたいと考えております。快適で魅力のある生活環境を支えるため上水道、下水道につきましては、各事業ごとの基本計画に沿って順次整備を進めてまいります。事業完了までに要する期間等も考慮をいたしながら、市民の皆様にも早期に均衡なサービスを楽しんでいただけるよう、その整備手法を含め、計画の見直しを総合的に検討いたしてまいりたいと考えております。

次に、まちづくりのためのソフト事業でございますが、既にご承知

をいただいておりますように、本市は、住民と行政の協働のまちづくり、人・輝く 安芸高田をまちづくりの柱として、この実現へ向けて、市内32の地域振興会組織と協働して、まちづくりを推進しております。昨年はまちづくり委員会を設置いたし、住民と行政との協働のまちづくりを実働させるための組織をスタートさせていただいたところでございます。今後は、市民の皆様方のご意見を、それぞれの地域振興会組織を窓口として提案していただき、まちづくり委員会において、市民と行政とが対等な立場で、ともに協力して地域課題を解決していくシステムとしての機能が果たされていくものと大きく期待をいたしております。本市は政令指定都市、広島市や学園・ハイテク都市、東広島市に隣接しているうえ、自然、歴史、文化、一定の産業集積に恵まれているなどの利点を有しており、これからの新たな地域づくりの可能性を大きく秘めております。生活基盤整備などのハード事業と住民と行政の協働のまちづくりというソフト事業が相互に機能しあうことにより、真に住みやすく暮らしやすい、田園都市・安芸高田が実現できるものと確信をいたしております。

次に、平成18年度予算編成の基本方針でございます。我が国の経済情勢は、都市部を中心に企業収益の改善とともに個人消費につきましても持ち直しの兆しが見られるなど、踊り場状態から脱し、回復傾向にあるといわれております。しかし現実には、その回復力に地域間では格差が生じており、本市におきましても、依然として先行きが不透明なまま推移をいたしておりますことから、税収入の急速な回復は困難と思われれます。また、三位一体改革に伴い、部分的な税源移譲は行われましたものの、国庫補助負担金の削減や地方交付税制度の見直しにより、安定した財源確保は不透明な状況が続いております。このような環境の中で、本市の財政基盤は、類似規模の市と比較して、税収、基金保有高、地方債残高、財政力指数など、いずれの数値も脆弱であるといわざるを得ない状況にあり、財政健全化の取り組みが喫緊の課題となっております。

一方、地方分権の推進や事務、権限移譲へ対応をはじめ、主要重点施策の取り組みなど、早期に解決すべき懸案事項が山積をいたしており、本市が、真に必要な住民サービスの水準を確保しながら、将来向け持続的に発展を続けていくためには、さらなる内部努力や事務事業の抜本的な見直しなど、一層の緊張感をもって行財政改革を推進いたし、地域の個性と魅力を創出し、誇りの持てるまち、人と自然が共生し、心豊かな暮らしを創造するまち、交流、連携を通じて創造性と活力を創出するまちという3つの視点から、住民と行政が奏でる協働のまちづくりの実現に努めてまいります。

平成18年度の予算編成にあたりまして、行政改革大綱及び行政改革実施計画の主旨を基底に置き、職員1人1人が主体的かつ積極的に知恵を出し合い、次の3つの柱に沿って調製をいたしました。

1つが、行政改革大綱、実施計画、集中改革プランの内容を踏まえた歳出の抑制、経費の節減合理化、収入に見合った支出、簡素で効率的な行財政システムの構築。

次に、事業の優先度や事業効果、まちづくり、地域づくりを慎重に考慮した厳正な施策選択と集中による財源の重点配分。

次に、職員1人1人が自覚と責任と誇りを持ち、各自が事務執行の主体者としての認識のもとに、全職員一丸となった行政執行体制の構築でございます。

それでは、安芸高田市総合計画の基本計画に掲げております施策の体系に沿って、平成18年度予算案の大要について、ご説明を申し上げます。

快適で賑わいのあるまちづくりについてでございます。

本市が有しております美しい田園環境を都市機能と調和させ、市民の皆様が誰でも快適な行政サービスを楽しめますよう、安心と魅力を備えたまちづくりを推進してまいります。そのためには、それぞれの地域の生活圏の中心となります地域拠点の整備など、魅力のある拠点づくりを進めますとともに、これらの拠点の間を連絡する交通、情報通信などの生活基盤整備や、安心して暮らすことのできる生活環境の整備を行ってまいります。

なお、本市におきましては、平成16年度から、個人情報保護条例並びに、情報公開条例を施行いたしており、行政の公平性の確保、透明性の向上及び、市民の皆様への説明責任の明確化という観点から、迅速でわかりやすい行政情報の提供、共有化に努めてまいります。また、地域懇談会の開催など、きめ細やかな公聴によって、わかりやすい身近な行政サービスの充実に努めてまいります。

第1に個性あるまちづくりでございます。まず、魅力ある拠点づくりでございますが、市役所本庁につきましては、安芸高田市発足以来、吉田町内に事務所を4カ所に分散いたし、分庁舎方式で執務を行っております。この間、市民の皆様には多大なるご不便をかけておるわけでございますが、平成18年度から、庁舎周辺の道路などの改良を併せ、市役所第2庁舎・総合文化保健福祉施設の建設に着工をいたす運びとにさせていただきました。このことにつきましては、市議会をはじめ市民の皆様方に熱心なご議論をいただきましたことに、深く感謝を申し上げますとともに、早期に工事完成の日を迎えることができますように、今後一層皆様方のお力添えをよろしくお願いをいたします。また、各支所や学校跡地等の空き施設の利用につきましては、市民の皆様からのお知恵をいただきながら、引き続き検討をいたし、公共的団体などを中心に施設を有効に活用していただくなど、地域拠点としての積極的な利用を図ってまいります。平成18年度は、美土里町内の旧小学校跡地への振興会活動拠点施設の建設や、向原支所の改築により市民ギャラリーの設置など、順次、計画的に取り組みを進

めてまいります。

次に、美しいまちづくりでございますが、本市の有する豊かな水や自然を生かし、訪れる人々に感動を与え市民の皆様が誇りを持てる、個性豊かで美しいまちづくりの実現へ向けた環境美化や道路管理など、市民による自主的な活動を促進、支援してまいります。

第2に、定住と交流のネットワークづくりでございます。

まず、幹線道路の整備でございますが、道路網の整備は、地域の一体的な発展を実現するための基盤をなすものでございます。このことは、地域福祉や若者定住をはじめ、地域活性化施策推進の基盤として必要不可欠なものでございますことから、合併支援道路として位置づけられております。現在、整備路線として指定をいただいております地域高規格道路、東広島高田道路、吉田～向原区間の早期着工をはじめ、県道原田吉田線、また、国道54号可部バイパスなどの早期整備へ向けた関係機関との連携、協議を促進し、広域交通ネットワークの充実を図ってまいります。そのため、平成18年度からは、建設部へ地域高規格道路対策室を設置いたし、取り組みの強化を図ってまいります。また、昨年度から、県からの権限移譲により一部の県道改良及び維持を本市で行っております。このことも併せ、さらに、地域拠点と市の中心部を結ぶ、また、地域拠点を相互に結ぶ道路につきましては、財政的にも厳しい環境の中ではございますが、将来的な財政状況も勘案いたしながら総合的かつ計画的な整備に努め、市道改良や維持管理を含め、体系的な道路網整備によって円滑な地域間交流や連携の促進に努めてまいります。

次に、公共交通体系の整備につきましては、昨年11月から地方バス路線の再編をいたし、同時に、バス運行の範囲外となりました地域を対象として、予約乗合タクシーの運行をしているところでございます。また、JR芸備線及びJR三江線につきましては、継続して利用の促進を図ってまいります。とりわけJR芸備線につきましては、駅周辺のターミナル機能の向上や通勤快速列車の充実などが求められており、本市といたしましては、昨年の向原駅ビル商業施設、ラ・ポートの開業と併せ、列車を利用される皆様の利便性の向上へ向けて、向原駅東口駐車場、パーク＆ライドを整備したところでございます。

次に、情報基盤の整備については、地域情報化基本計画の策定へ向けて新たに地域情報化推進委員会を設置いたし、全市的な地域情報化の検討を行います。また、現行での高速インターネットの対象外地域の解消へ向けて、情報格差を早期に是正するための予算措置をいたしております。また、行政事務事業の執行に係りますシステムの構築につきましては、その必要度合いなどを厳正に精査いたし、費用対効果を勘案しながら、より迅速で上質な行政サービスの提供に努めてまいります。

第3に、安全で快適な生活環境の創造でございます。

まず、安全なまちづくりの推進でございますが、高度情報化に伴う情報の氾濫や生活手段の変化とともに市民生活にも新たな危険が迫ってきております。市民の安全で安心な暮らしを確保するための総合窓口といたしまして、昨年から、総務部内へ安全推進室を設置いたしております。その結果、同時期に設置をいたしました消費生活相談員や、家庭児童相談員などとの庁内連携はもとより、警察など関係機関との連携も円滑化いたしております。具体的には、昨年来、全国的に多発をいたしました、幼児や児童への凶悪犯罪を防止する取り組みも含め、学校などの教育機関や地域の皆様との協力関係の中で迅速な対応が可能となり、市民の安全確保に成果を見ているところでございます。平成18年度は、安全なまちづくり事業といたしまして、犯罪抑止のための防犯パトロールカーの設置や安全推進大会の開催などの取り組みを実施いたしますとともに、防犯施設整備への補助制度の周知及び実施なども併せ、防犯、交通安全対策の充実に努めてまいります。

防災につきましては、地域防災計画に基づきまして、災害発生時における、初動マニュアルの明確化を考えております。また、地域振興会などと連携をいたし、自主防災組織の設立と支援に努めますとともに、災害時における情報の一斉通報手段といたしまして、有効な防災無線等の導入について調査研究を行ってまいりたいと考えております。市民の皆様生命と財産を守る消防行政につきましては、その使命を全うし市民の皆様信頼にこたえることができますよう、老朽化した資機材につきましても随時、計画的に更新に努めてまいります。消防本部と消防団が緊密に連携いたし、総合的な運用が図られるよう、消防体制の充実に努めてまいります。なお、永年の懸案でございました、拠点施設につきましては、施設及び救急車の整備に係る予算を計上いたしておりますが、当初は暫定的に運用を開始し、段階的に充実に図ってまいりようと考えておりますので、ご理解とご支援をいただきますようお願いを申し上げます。また、国民保護法の施行に伴い、国民保護計画の策定が求められておりますことから、国民保護協議会を設置いたしますとともに、行政内へ、国民保護対策本部及び、緊急事態対策本部を設置することとしております。

次に、生活環境の整備でございますが、快適な暮らしのための基盤となります。上水道及び下水道の整備につきましては、市民の皆様等に等しく良質なサービスを提供していただくよう、水道の未普及地域の解消や汚水処理率の向上へ向け、汚水処理事業を継続、実施してまいります。しかしながら、それぞれの事業の実施にあたりましては、地域の要望や地理的条件、事業完成まで必要期間などを十分に勘案いたし、将来へ向けての費用対効果の観点も併せながら、随時、事業手法の見直しを含めた検証を行い、実態に即した合理的で効果的な整備に努めてまいります。

平成18年度におきましては、水道事業は甲田給水区、吉田これは、

丹比、可愛地区でございますが、及び八千代簡易水道の建設工事、美土里町横田地区の水道整備は、事業推進に向けた実施調査を引き続き予定しており、下水道につきましては吉田公共下水道、八千代及び甲田特定環境保全公共下水道並びに、吉田入江地区の農業集落排水事業に係ります処理施設建設や、管路整備などを予定いたしておりますが、各事業とも、その実施にあたりましては市民の皆様方の啓発及び周知に努め、公平負担の原則をご理解いただきながら加入の促進を図り、事業効果を高めてまいりたいと考えております。また、し尿処理施設でございますが、安芸高田清流園の処理能力の限界や施設の老朽化により、その早急な対応が懸案となっておりますことから、平成18年度より改修へ向けての調査業務に着手することといたしております。住宅につきましては、住宅マスタープランに基づいて、整備を進めてまいりますが、特に、市営住宅につきましては、若者定住住宅という位置づけなど、将来へ向けて展望のもてる戦略として整備をいたしたいと考えております。なお、民間ストックを含めた総合的な施策展開を図り、地域間格差の解消に努めてまいります。葬斎場につきましては、平成18年度予算に、用地測量などを計上させていただいております。また、近年報道等でも話題とされ、ご心配をいただいておりますアスベストの問題につきましては、市民の皆様へ健康被害を防止するため、該当する施設につきましては、除去工事費を計上いたしております。

次に4番目に、心豊かで創造性に富んだまちづくりでございます。

市民の皆様は、心豊かな暮らしを実感していただける創造性に富んだまちづくりを積極的に推進いたしますとともに、安芸高田市の将来を担う子どもたちが健やかに育つことのできる環境づくりに努めてまいります。また、学校教育はもとより、生涯を通じて学び続けることのできる学習環境を醸成いたし、時代の変化に柔軟に対応できる個性と創造力の豊かな人材を育成するため、特色あるまちづくりを推進してまいります。

第1に、参加と協働によるまちづくりの推進でございます。

本市におきましては、32の地域振興組織が設立され、それぞれの地域の実態に即して特色のある取り組みを積極的に実施していただいております。この間、その活動の定着へ向けて、昼夜を問わずご尽力をいただいております地域の皆様方に、心から深く感謝をいたし、敬意を表するものでございます。本市のまちづくりは、皆様のご要望を的確に市政に反映させていくため、市民の主体的な参加により、協働のまちづくりを実現していくこととさせていただきます。それぞれの地域の特性を尊重しながら互いが補い合い、連携して、地域に誇りを持ち、豊かな暮らしを実感していただけるように、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進してまいります。本市では、昨年、まちづくり委員会を設置いたしましたでしたが、これは、市民と行政との協

働のまちづくりの具体化へ向けて、地域振興会組織の代表と行政が、地域課題の解決のために常に対等な立場で話し合いを行うことのできるシステムとしてスタートをしたものでございます。地域の課題は、地域の方々が一番よく把握しておられます。そして、その解決のために、市民と行政がそれぞれの立場で、それぞれの役割を担いながら取り組みを行う。このような地域振興会組織が円滑に機能していくことこそが、市民の皆様方の要望を速やかに行政へ反映できる、協働のシステムづくりに他ならないものと考えております。なお、参加と協働のまちづくりの推進にあたりましては、支所別懇談会、自治懇談会などのまちづくり懇談会をはじめとする公聴の充実、また、各地域振興会の特色ある地域づくりの取り組みを交流し、さらなる発展へのステップとしていただくための、市民主導型の安芸高田市民フォーラムの定着化を図りますとともに、市広報などによります情報発信はもとより、行政の公平性の確保と透明性の向上の観点から、個人情報保護には慎重な配慮をいたしながら、積極的な情報公開制度の運用により行政情報の提供に努めてまいります。

第2に、子どもや女性が生き生きと活動できる環境づくりでございます。まず、男女共同参画社会の形成でございますが、男女がその性別によって差別をされず、ひとりの人間として、その個性と能力を十分に発揮することができ、社会の中で正当な評価と対等な社会的責任を担うことのできる、男女共同参画社会の実現へ向けて、平成17年度に男女共同参画プランを策定いたしましたところでございます。今後は、啓発活動の実施によって、市民の皆様方への周知と理解を図りますとともに、共同参画の機会の確保や個々の能力を発揮できる環境づくりに向けて具体的な取り組みを進めてまいります。

次に、青少年の健全育成でございますが、平成17年度から策定の準備を進めておりました、青少年健全育成プランにつきましては、策定のためのアンケート調査を予定いたしております。青少年の健全育成につきましては、家庭、学校、地域が三位一体になって、地域社会全体で支える総合的な施策展開が必要とされることから、皆様のお力添えをいただきますようお願いいたします。

続きまして、生涯学習社会の形成でございます。

まず、学校教育の充実でございますが、本市における教育行政につきましては、安芸高田市教育基本プラン、新教育戦略21及び安芸高田市かがやきプランに基づいて、時代の変化に柔軟に対応でき、安芸高田市の次代を担うことのできる個性と創造性豊かな人材の育成、また、主体的で自立した人材の育成を目指しております。皆様方には、既にご承知をいただいておりますように、確かな学力、豊かな心、健やかな体、いわゆる、知、徳、体の基礎基本の徹底を重視して取り組みを進めており、具体的には、確かな学力向上事業、豊かな心育成事業、健やかな体育成事業、信頼される学校づくり事業を大きな4本の柱と

しておりますが、とりわけ豊かな心育成事業といたしまして、平成17年度から不登校対策事業の適応指導教室を開設しており、徐々にではございますが、成果を上げているところでございます。確かな学力向上事業といたしましては、教師の授業力向上のための施策の推進はもとより、国際化社会を生きる子どもたちの育成という観点から、国際理解教育の推進に力を入れてまいりたいと考えております。中でも、英語教育の基盤となる小学校英語活動の充実を期し、国際理解講師の配置及び小学校英語活動指導の専門機関との連携を導入いたします。就学前教育につきましては、幼稚園、保育所との連携のもとに、小学校教育への円滑なつながりを図ってまいります。言うまでもなく、子どもたちの確かな未来を拓くための就学前教育及び学校教育は、家庭はもとより地域の皆様方のご協力なくしてはなし得ないことから、協力して育てるという意味の協育をキーワードといたし、市民の皆様の緊密な連携によって教育の推進を図ってまいります。また、学校給食につきましては、調理場の老朽化が進行いたしておりますことから、学校給食調理場新設基本計画の策定準備に着手いたします。なお、本市内の学校施設につきましては、経年のために維持修繕を必要とするものも多くございますことから、段階的な整備、計画的な施設改良に努めてまいりようと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、生涯学習の推進でございますが、多様化、高度化を続けております市民の学習ニーズに応えるため、魅力ある学習プログラムの開発、地域に育まれております歴史や文化などの特性を生かした多彩な学習機会の提供に努め、生涯学習活動の振興を図ってまいります。平成18年度からは、第2庁舎と併設する総合文化保健福祉施設を着工いたしますが、この施設は、文化ホール、図書館、公民館の機能を併せもつものでございますことから、市内の公民館や図書館などのネットワーク化を一層充実し、より利便性の高いシステムづくりに努め、利用者へのサービスの向上に努めてまいります。国際交流事業につきましては、これまで取り組みを行ってまいりました各町の事業の経緯と実績を踏まえ、国際人として柔軟に対応でき、寛容な心で何事にも積極的に取り組むことのできる人材の育成を目指して事業を継続してまいります。今後におきましては、派遣いたします人材は市内全域から希望者を募り、機会の拡大に努めてまいります。

第4でございます。文化、スポーツ、レクリエーションの振興でございますが、まず、文化の振興でございます。

個性豊かな地域文化の創造と市民の皆様の文化活動の振興を図る、本市の芸術文化活動の拠点と位置づけております文化ホール、総合文化保健福祉施設につきましては、市役所第2庁舎との併設というかたちで、現市役所本庁舎隣に、いよいよ平成18年度から工事着工という運びとなりました。市民の皆様には、当分の間、生涯学習の活動に

もご不便をおかけいたすものと思っておりますが、ご理解とご協力をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。本市内には中世の史跡など、豊かな歴史的文化遺産がございます。さらには、神楽や田楽、子ども歌舞伎等など、全国的にもたぐい稀な誇り高い郷土芸能がございます。今後も、各文化協会など関係団体との連携を深め、これらの保存活用を図ることや継承活動を支援いたし、歴史と伝統を生かした文化の薫り高いまちづくりを進め、文化の振興に努めてまいります。

次に、スポーツ、レクリエーションの振興でございますが、現在、市が保有をいたしております社会体育施設等について、一層のPR活動を行い利用率の向上に努めてまいります。とりわけ、吉田温水プールにつきましては、既存スポーツ施設との連携をもとより、福祉、医療、保健事業との横断的な連携に努め、総合的で効果的な健康づくり施策を展開いたし、市民の健康増進を担う中核施設といたしまして、有効利用を促進してまいります。また、市民1人1人のライフステージに応じたスポーツ活動を振興するため、総合型地域スポーツクラブの育成支援をはじめ、サッカー、カヌー、ハンドボールをはじめとする特色あるスポーツ活動への助成、スポーツ大会の開催などを通して、スポーツの普及と推進に努めてまいります。さらに、J1リーグ・サンフレッチェ広島や湧永製薬ハンドボール部など、マザータウンとしての活動の本拠地を本市に置き、日本のスポーツ界の第一線で活躍しておられます、スポーツクラブのますますの飛躍へ向けて支援を行いますとともに、本市の全国的な知名度アップの観点からも地域ぐるみで応援活動を推進してまいります。

次に、5点目の人と環境にやさしいまちづくりでございます。

市民1人1人の人権が大切にされる地域社会の中で、誰もが生き生きと暮らすことのできる、人と環境にやさしいまちづくりに努めてまいります。また、総合的で一体的な保健、医療、福祉サービスの提供に努め、高齢化や少子化にも対応できる、支えあいを基本とする地域福祉を実現いたしますとともに、自然環境の保全と活用を図り、環境と共生できる循環型社会の実現を目指してまいります。

まず、第1に人権が大切にされる、地域社会の創造でございます。本市におきましては、国の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づいて、人権啓発事業を推進いたしております。

なお、本定例会へ人権尊重のまちづくり条例を上程させていただいておりますが、今後におきましては、国の法律及び条例に基づきまして、市民の皆様、1人1人がお互いを正しく理解し合い、互いの人権を認め合うことができるよう、あらゆる人権問題の解決へ向けて人権啓発の取り組みを進めてまいります。また、各人権会館におきましては、引き続き、人権総合相談会の開催など、市民の皆様にとって身近な人権擁護活動を実施してまいります。

近年、本市内におきましても、なりすまし詐欺などの事象が発生い

たしておりますことから、昨年から、消費生活相談員を配置いたしております。万一、事象が発生をいたしましたときには、ご相談をいただけるよう、引き続いて周知に努めてまいります。

第2に保健、医療の充実でございます。まず、健康づくりの推進でございますが、平成18年度には策定委員会を設置いたし、広く市民の皆様にも総合的な健康づくり施策の展開のあり方について、ご意見をいただきながら健康増進計画を策定いたします。この計画の策定によって、個々に独立して実施をいたしておりました、健康づくりの事業の相互調整を図り、保健事業と生涯学習事業の連携など、効果的な事業運用に努めてまいります。また、保健師が活動しやすい環境づくりについて検討を行い、市内全域へバランスのとれた保健サービスを提供いたしたいと考えます。総合検診や人間ドック事業につきましては、料金の一部負担制度を継続して実施することにより、受診を奨励し、市民の皆様が生涯を通して健やかに暮らせることができるよう、施策を推進してまいります。なお、検診の実施方法といたしましては、現行の検診車による集団検診から、より高度な設備のもとで検査が実施できる総合病院での、個別委託検診の導入についても検討をいたして参ります。

次に、地域保健医療体制の充実でございますが、救急医療への対応につきましては、迅速な救急体制の構築の一環といたしまして、昨年からは安芸高田消防署で携帯電話からの119番通報の受付を開始いたしております。また、永年にわたり重要な懸案事項として検討をさせていただいておりました拠点施設の設置に係る予算を、施設整備費及び救急車整備費として計上いたしております。当面は、暫定的な体制で運用をスタートし、段階的に運用形態の確立を図ってまいりたいと考えておりますが、今後も継続して、迅速で信頼感のある救急体制の確保に努めてまいります。

地域医療につきましては、その中核となりますJA吉田総合病院や市医師会との連携によって、医療体制の充実に努めてまいります。また、かかりつけ医、かかりつけ歯科医などのシステム構築とともに、各地域診療所の効果的な運用に努め、医療機関相互の連携システムなどの運用によって、良質な医療の提供に努めてまいります。また、予防接種や結核検診など感染症予防事業の取組みも併せて進めてまいります。

第3に、社会全体で支える福祉の充実でございます。

まず、地域福祉の推進でございますが、地域福祉につきましては、市民の皆様の相互扶助を基本といたし、安芸高田市社会福祉協議会など、関係機関との緊密な連携のもとに、地域実態に応じたきめ細やかな福祉体制の確立に努めてまいります。また、平成18年度におきましては、障害者が地域の中で安心して暮らせることのできるよう、自立支援法に基づいて障害者福祉計画を策定し、認定審査会の設置及び調

査業務の実施など、3障害知的、精神、肢体障害への基本的、総合的な組織機構も併せ、事業の構築を図ります。また、市内に所在しております障害者福祉施設等と連携をいたしながら、障害者の自立と社会参加を実現する福祉対策としての生活支援、福祉サービスを推進してまいります。

第2庁舎及び総合文化保健施設の建設をはじめ、公共性の高い施設の整備にあたりましては、ハートビル法などに基づき、誰もが利用しやすい、人にやさしいユニバーサルデザインの考え方を基本といたしますとともに、既存施設につきましては、計画的にバリアフリー化への対応をしてまいります。

次に、豊かな高齢社会の形成でございますが、特別養護老人ホームの整備につきましては、向原町に建設を進めてまいりました特別養護老人ホームかがやきが、本年2月25日に完成をいたしましたことから、当面は、各町への整備が完了をいたしました。公的な福祉サービスにつきましては、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて具体的な諸施策を実施してまいります。とりわけ、平成18年度からは、予防重視型システムへの転換への対応のための地域包括支援センターを設置いたし、同センターを拠点とした介護予防のための施策を総合的に展開してまいります。また、安芸高田市シルバー人材センターは、関係者の皆様方の並々ならぬご努力によりまして、昨春、新たな社団法人として発足されました。同センターは、高齢者の社会参加と生きがいを推進していく団体として、今後も引き続き、支援を行ってまいります。また、敬老祝い品制度につきましては、事業の重点化を図る観点から、平成18年度からは100歳に到達された皆様に記念品を贈呈するように事業を変更し実施することといたしました。

次に、子育て環境の充実でございますが、子育て支援事業の一環といたしまして、県からの権限移譲を受けて、昨年、家庭児童相談員を設置しております。また、平成18年度からは、児童福祉法に基づいて、要保護児童対策地域協議会を設置いたします。この協議会では、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応を図るものでございますが、相談員の行います児童虐待や家庭内暴力などについての相談、支援、指導、措置という職務と緊密に連携させ、実効ある運営に努めてまいります。また、提供会員が依頼会員の子どもを必要に応じて一時的に預かるファミリー・サポート事業、いわゆる子育て応援登録会員制度でございますが、これを昨年10月から実施いたしており、制度の周知とともに、登録会員数も増加傾向にあります。今後におきましても、相互扶助の新しいかたちの子育て支援として運用を続けてまいります。なお、保育行政につきましては、少子化対策の一助として、保護者の就労と子育てを両立さしていただくための条件整備といたしまして、保育時間の延長など、保育サービスの充実に努めてまいりま

す。近年、女性の社会進出や共働き家庭の拡大に伴いまして、3歳未満児の保育要望が高まっておりますことから、平成18年度には、3歳未満児専用で定員を80人程度といたします、吉田保育所第2園舎の整備を行うよう予算を計上いたしましたところでございます。また、在宅の未就園児につきましては、核家族化などに伴い子育てに関して相談する相手がなく、育児に悩みを持っておられる保護者などを支援いたします、育て支援センター事業、また、児童館や放課後児童クラブなどの施策を継続して実施してまいります。

第4に環境との共生でございます。

まず、自然環境の保全と活用でございますが、本市には、都会にはない美しい山や川、清らかな水と緑、豊かな田園など多くの自然がございます。近年、人が快適に生活していくために欠くことのできないものとして、自然環境が果たします重要性に対する認識が高まっており、その保全につきましては、自然との共生の原則として、後世へ継承していくことが求められております。本市といたしましては、農地や森林の保全も併せ、環境美化条例に基づいて、ゴミの不法投棄や野焼きの防止、有害物質や油等によります水質汚濁の防止など、安全で安心な市民生活の確保という観点からもパトロールの実施はもとより、改善指導などの取り組みを強化してまいります。また、市民や団体等の行います環境保全活動への支援などを積極的に実施いたしますとともに、学校や地域活動とも連携し、環境保全のための啓発活動に努めてまいります。また、本市は、特色のある自然とふれあう場を数多く保有しておりますことから、管理の充実とともに内外への周知を図り、利用の活性化に努めてまいります。

次に、循環型社会の形成でございますが、循環型社会の構築は、今や緊急を要する社会的な命題でございます。本市といたしましては、地球温暖化防止の一環として、平成17年度に安芸高田市地球温暖化対策実行計画を策定し、市役所本庁をはじめ、行政関係施設から排出する二酸化炭素発生量を抑制する取り組みを始めております。また、市民や事業者の皆様へ家庭や事業所で取り組んでいただくことのできる、地球温暖化防止のための啓発を実施し、日常生活の中での二酸化炭素排出量の抑制への協力をお願いしております。また、ゴミの分別収集の徹底など、関係機関との緊密な連携を図り、一般廃棄物の排出量の抑制と循環資源の利用に取り組んでまいります。具体的な個別事業といたしましては、家庭用ゴミ処理機購入補助金、リサイクル推進補助、ゴミステーション設置補助など市独自の制度を運用いたしておりますが、市民の皆様からたくさんのご要望をいただいておりますことから、平成18年度も引き続いて予算を計上したところでございます。

6番目に多彩な生産と交流のまちづくりでございます。

本市に蓄積をいたしております、多様な資源や豊かな環境を活用いたし、将来へ向けて持続的で安定的な発展をめざして、特色ある産業

の活性化に努め、次により多彩な生産と交流を推進してまいります。

第1に、産業の振興でございます。

まず、農林水産業の振興でございますが、農業は、安芸高田市における基幹産業でありますことから、安芸高田市広域農業振興計画の具体化へ向けて、県や広島北部農協など関係機関と緊密な連携、協力のもとに総合的な農業振興に努めてまいります。具体的には、生産コストの低減や生産力の向上、多面的機能を生かすような生産基盤の整備を進め、地域営農の確立、農地の流動化や農作業受委託、有害鳥獣被害対策を通じた地域ぐるみの農業生産活動と農地保全などの取り組みを促進してまいります。また、平成19年度から新たに導入されます、品目横断的経営安定対策に対応するため、広島北部農協など関係機関と連携し、地域の核となる担い手の育成と集落営農の推進をいたしますとともに、新技術の導入などへ支援をいたしてまいります。

平成18年度からは、新たに非常勤特別職として、農業技術指導員を設置し、集落営農の推進、担い手の育成をはじめ、農畜産物処理加工施設や市内の産直市などへの、農作物の供給体制の確立を図ってまいります。また、農産物の販路拡大と、安定的な販売先確保の観点から、経営構造対策事業といたしまして、現在、農畜産物処理加工施設を建設いたしております。同施設の稼働へ合わせ、安定した野菜供給のための生産施設などの補助事業を創設いたしました。中山間地域等直接支払制度につきましては、昨年、5年間の事業継続が決定されました。平成17年度からの2期対策におきましては、190件を超える協定がなされておりますことから、引き続き、集落単位での農地保全及び生産性の向上や担い手育成の取り組みについて支援を行ってまいります。また、県のモデル事業として、資源保全実態調査事業、農地、水、農村環境保全向上活動支援実験事業を吉田町可愛地区で実施する予定といたしておりますが、この事業は、中山間地域等直接支払制度の平野版ともいえるべきものでございます。昨年、高宮堆肥センターが完成をいたしました。現在、市内には3カ所の堆肥センターと全農高宮実験牧場の堆肥場の計4カ所がございます。しかしながら、施設によりましては、老朽化が進んでいるものもございまして、これらの効率的な利用を図るため、堆肥の計画的な生産や良質な堆肥生産のための技術の向上を図り、園芸農家や稲作農家などへの利用を促進いたします。また、これまで取り組んできております、こだわり米の生産と連携させて、資源循環型農業の推進を図ってまいります。また、特産品につきましては、ブランドとして定着をいたしております、水耕ネギの産地拡大に努めてまいります。農林業の生産基盤整備につきましては、ほ場整備事業の法恩地井才田地区並びに、中山間地域総合整備事業の高地長屋地区は平成18年度に、ほ場整備事業の川根地区は平成19年度に、それぞれ事業完了目指してまいります。森林整備事業につきましては、高田郡森林組合と連携をいたしながら、

計画的な整備に努めてまいります。農林道等の整備につきましては、適正な事業推進に努めます。水産業につきましては、漁業協同組合等と連携し、水産資源の維持増大を図ってまいります。

次に、商工業の振興でございますが、市内の6町商工会は、平成19年4月を目途に合併を予定されております。市といたしましては、地域経済の活性化を目指して、将来への展望のある創業や人材育成等を主眼として、地域情報サイトや産業活動支援センターの運用など、情報の収集及び提供、人材の育成などへの取り組みを促進してまいります。なお、現在、国費事業として、地域雇用創造事業及び、地域雇用創造調査事業などを実施していただいておりますが、市といたしましては、将来的には、市内の企業の皆様との連絡協議会や懇談会などの設定もいたしたいと考えており、市が実施いたします情報基盤や広域交通網の一層の整備によって、若者定住につながる企業誘致や雇用の創出に努めてまいります。

第2に、交流ネットワークづくりでございます。まず、観光の振興でございますが、市内各地には、豊かな自然、温泉施設、豊富な歴史遺産、地域の伝統芸能など、広く認められた多彩な観光資源がございます。これらの積極的な活用はもとより、新たな観光資源の開発に取り組むとともに、企業の施設見学を組み込むなど、新たな発想でネットワーク化の可能性を探り、周遊型観光ルートの形成や地域資源を多彩に活用した観光及び、交流活動の推進に努めてまいります。また、安芸高田花火大会につきましては、市民全体のまつりとして、また安芸高田市のPRの機会及び内外の交流の場として位置づけ、その定着へ向けて支援に努めてまいります。

次に、交流活動の推進でございますが、それぞれの町を単位として開催がされております、まつりにつきましては、元気が出る地域振興という観点から、引き続いて助成を行い、支援をいたしてまいります。国際交流につきましては、教育事業とも連携のうえ、これまでの各町の実績を尊重しながら、派遣する人選についても段階的には市内全域への拡大を図り、姉妹都市との交流を継続することによって、国際感覚に優れた、国際化にも柔軟に対応できる人材を育成してまいります。また、国内の姉妹都市との交流につきましても、これまでの歴史的経緯を尊重し、交流を継続してまいりたいと考えております。

予算額の概要でございます。5番目ですが、以上を施策の柱といたしまして、平成18年度予算を編成いたしましたところ、一般会計予算の総額は、平成17年度当初予算額と比較して、8.9%減少し、207億6千万円となりました。これに対します財源といたしましては、市税が32億1,842万2千円、地方交付税88億2千万円、国県支出金24億3,680万5千円、繰入金が7億6,068万円、市債33億500万円などを充当いたしております。特別会計といたしましては、国民健康保険特別会計36億9,169万2千円、老人保

健特別会計が57億8,875万5千円、介護保険特別会計が34億1,564万8千円、介護サービス特別会計が1,796万4千円、公共下水道事業特別会計が4億2,750万4千円、特定環境保全公共下水道事業特別会計が8億8,293万6千円、農業集落排水事業特別会計が6億9,573万5千円、浄化槽整備事業特別会計2億7,138万4千円、コミュニティ・プラント整備事業特別会計999万5千円、簡易水道事業特別会計が11億617万8千円、飲料水供給事業特別会計が939万9千円でございます。水道事業会計予算といたしましては、第3条予算が2億9,145万5千円、第4条予算が2億7,444万4千円でございます。

どうぞ、慎重にご審議をいただき、適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

以上、施政方針にさせていただきます。

松 浦 議 長

これをもって、施政方針を終わります。

お諮りします。

この際、15時25分まで休憩といたします。

~~~~~

午後 3時12分 休憩

午後 3時25分 再開

~~~~~

- 日程第8 議案第52号 平成18年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第9 議案第53号 平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第54号 平成18年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- 日程第11 議案第55号 平成18年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第56号 平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第13 議案第57号 平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第58号 平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第59号 平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第16 議案第60号 平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第17 議案第61号 平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第18 議案第62号 平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算

日程第 19 議案第 63 号 平成 18 年度安芸高田市飲料水供給
事業特別会計予算

日程第 20 議案第 64 号 平成 18 年度安芸高田市水道事業会
計予算

松 浦 議 長 それでは休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。
この際、日程第 8、議案第 52 号、平成 18 年度安芸高田市一般会
計予算の件から、日程第 20、議案第 64 号、平成 18 年度安芸高田
市水道事業会計予算の件まで 13 件を一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長 提案理由の説明を申し上げます。議案第 52 号、議案名が平成 18
年度安芸高田市一般会計予算でございます。

本案は、平成 18 年度、安芸高田市一般会計予算を調整いたしました
ので、議会へ上程し、議決をお願いするものでございます。予算の
総額を、歳入歳出それぞれ、207 億 6 千万円とするものでございま
す。債務負担行為につきましては、3 件で限度額合計を 7,850 万
円とするものでございます。地方債につきましては、その借入れ限度
額を 33 億 500 万円と定めるものでございます。また、一時借入金に
つきましては、借入限度額を 50 億円と定めるものでございます。

続きまして、議案第 53 号、平成 18 年度安芸高田市国民健康保険
特別会計予算の提案理由でございます。

本案は、平成 18 年度、安芸高田市国民健康保険特別会計予算の総
額を、歳入歳出それぞれ 36 億 9,169 万 2 千円とするものでござ
います。また、一時借入金につきましては、借入限度額を 7 億円と定め
るものでございます。

続きまして、議案第 54 号、平成 18 年度安芸高田市老人保健特別
会計予算の提案理由の説明でございます。

本案は、平成 18 年度、安芸高田市老人保健特別会計予算の総額を、
歳入歳出それぞれ 57 億 8,875 万 5 千円とするものでございます。
また、一時借入金につきましては、その借入限度額を 4 億円と定める
ものでございます。

続きまして、議案第 55 号、平成 18 年度安芸高田市介護保険特別
会計予算の提案理由の説明でございます。

本案は、平成 18 年度、安芸高田市介護保険特別会計予算の総額を、
歳入歳出それぞれ 34 億 1,564 万 8 千円とするものでございます。
また、一時借入金につきましては、その借入限度額を 1 億円と定めるも
のでございます。

続きまして、議案第 56 号、議案名が平成 18 年度安芸高田市介護
サービス特別会計予算の提案理由の説明でございます。

本案は、平成 18 年度、安芸高田市介護サービス特別会計予算の総
額を、歳入歳出それぞれ 1,796 万 4 千円とするものでございます。

また、一時借入金につきましては、その借入限度額を1千万円と定めるものでございます。

続きまして、議案第57号、議案名が平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算の提案理由の説明でございます。

本案は、平成18年度、安芸高田市公共下水道事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億2,750万4千円とするものでございます。債務負担行為につきましては、排水設備改良に係る利子補給について、債務負担を設定するものでございます。地方債につきましては、その借入れ限度額を1億5,770万円と定めております。また、一時借入金につきましてはその借入限度額を4億円と定めるものでございます。

続きまして、議案第58号、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算でございます。提案理由の説明をいたします。

本案は、平成18年度、安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億8,293万6千円とするものでございます。債務負担行為につきましては、排水設備改良に係る利子補給について債務負担を設定するものでございます。地方債につきましては、その借入れ限度額を、3億1,750万円と定めております。また、一時借入金につきましては、その借入限度額を8億円と定めるものでございます。

続きまして、議案第59号、議案名が、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算の提案理由を申し上げます。

本案は、平成18年度、安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億9,573万5千円とするものでございます。債務負担行為につきましては、排水設備改良に係る利子補給について債務負担を設定するものでございます。地方債につきましては、その借入れ限度額を1億6,800万円と定めております。また、一時借入金につきましては、その借入限度額を6億円と定めるものでございます。

続きまして、議案第60号、議案名が、平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年度の安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億7,138万4千円とするものでございます。債務負担行為につきましては、排水設備改良に係る利子補給について債務負担を設定するものでございます。地方債につきましては、その借入れ限度額を8,140万円と定めております。また、一時借入金につきましては、その借入限度額を2億5千万円と定めるものでございます。

続きまして、議案第61号でございます。議案名が、平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算でございます。

す。

本案は、平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ999万5千円とするものでございます。債務負担行為につきましては、排水設備改良に係る利子補給について、債務負担を設定するものでございます。また、一時借入金につきましては、その借入限度額を900万円と定めるものでございます。

続きまして、議案第62号、議案名が、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算でございます。

本案は、平成18年度、安芸高田市簡易水道事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億617万8千円とするものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を3億4,680万円と定めております。また、一時借入金につきましては、その借入限度額を7億円と定めるものでございます。

続きまして、議案第63号でございます。議案名が、平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算でございます。

本案は、平成18年度、安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ939万9千円とするものでございます。また、一時借入金につきましては、その借入限度額を800万円と定めるものでございます。

続きまして、議案第64号でございます。議案名が、平成18年度安芸高田市水道事業会計予算でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案も同様に、平成18年度、安芸高田市水道事業会計に係ります予算について、議会の議決をお願いするものでございます。予算第3条は、水道事業の経営活動に伴い発生すると予定される収益と、これに対応する費用を計上したもので、収益的収入及び支出の予定額を2億9,145万5千円とするものでございます。次に、予算第4条は、施設の整備、拡充等の建設改良費と建設改良に要する資金の予定額で、資本的収入の予定額を1億8,143万円、資本的支出の予定額を2億7,444万4千円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、9,301万4千円は、これは当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額554万6千円、当年度分損益勘定留保資金7,051万4千円、建設改良積立金が1,611万8千円及び、繰越利益剰余金処分量83万6千円で補てんするものでございます。

次に、予算第6条に定めます企業債の限度額を8,700万円とするものでございます。

以上、よろしく審議のうえ、決定をいただきたいと思います。以上で終わります。

松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本13件につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、一括質疑の後、特別委員会に付託される予定となっておりますので、各担当部長の要点の説明につきましては、省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長
岡田議員

ご異議なしと認め、要点の説明を省略いたします。

ちょっとね、ちょっと朗読しとらにやいけんところが欠けとるんじゃないか思うんですが、暫時休憩してください。

松浦議長

はい。暫時休憩いたします。

~~~~~

午後 3時40分 休憩

午後 3時41分 再開

~~~~~

松浦議長

再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

提案理由の説明の中で、最後に申し上げる部分が欠落をしておりました。おっしゃる通りでございます。読み上げさせていただきます。

一時借入金につきましては、第6条、一時借入金の限度額は3億と定めるものでございます。

以上でございます。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本13件につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、一括質疑の後、特別委員会に付託される予定になっておりますので、各担当部長の要点の説明につきましては、省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、要点の説明を省略いたします。

これより一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

熊高議員

議長。

松浦議長

10番 熊高昌三君。

熊高議員

予算特別委員会が行われるという前提でございますので、大まかな部分で少しお伺いしたいと思いますが、年々厳しい財政状況の中であって、今回の予算もそういったことを念頭に置いての予算組みということで、苦心をされた跡が見えるように思います。こういった予算を組まれるにあたって、当然各部から上がった内容を、それぞれ査定をされて、最終的にこういったかたちで提案をされたということになると思いますが、査定の段階の公開をするような自治体もあるわけで

すが、そういった査定の状況というのを、流れ、あるいは今後、査定の状況も含めて公開される考えはないかどうか。というのはやはり、各それぞれの担当者が上げてきた事業というのは、それなりにしっかりとした裏づけを持って、提案をしてくると思うんですね。それを、それぞれの段階で、査定で変更していくということは、やはりそれぞれの理由があって、査定して削るものは削っていく、あるいは、つけ足していくものはつけ足していく、そういう段階があると思いますが、そういった流れについて、どのようにお考えかという点を、まず1点にお伺いしたいというふうに思います。

それから、全体の予算の中で、今国でもいろいろ介護、あるいは医療、そういったものに対するお金を抑制して、少子対策、そういったものに重点を置いていこうという流れにありますが、本市においても、介護とか医療とかそういった部分へ120数億のものが、簡単に見ただけでもあるわけですね。そういったものをいかに今後は減らしていくかということ、これが新しい介護保険制度のひとつの流れのあるわけですけど、そういった新しいスタートになるわけですけども、そういった介護の部分、医療の部分をもどのように減らしていったらいいかというのを、少子対策に持ってきたというような、今後そういった方向というのが全体の中で、私には少し見えてきていないというふうな気がしますんで、そういった方向づけでの考えというのも、単年度でできることじゃありませんけども、そういった流れが18年度の中で、どのように考えた予算配分、予算編成をされているのか、というような点を少しお聞きしたいと思います。

簡単に言えば、100あるものが、10%カットすれば90になるわけですけども、90のうち、例えての話で言えば、6割が介護とか医療とかいうものであれば、残りが、残りと言いますが、あと10が少子対策であれば、その60の部分で55にして、その5の部分で少子対策の10にプラスして、15にするとか、そういった示し方というのが、市民にも非常にわかりやすい示し方じゃないかなという意味合いで、執行部の皆さんのそういった観点はどのようにされているのかという点について、2点目としてお伺いしたいと思います。

それから、財源という面からすると、今までも議論ありましたけども、商工業、あるいは農業、こういったものが市の中で唯一という言葉は適当かと思いますが、お金を生む部分でありますけども、その部分に対する投資、いわゆる投資効果といいますか、費用対効果といいますか、そういったものを念頭におかれて、そういった施策を18年度されておるのかどうか、そういった大きな視点でのお考えを少しお聞きしたいと思いますので、以上3件ほどお伺いします。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

児 玉 市 長

市長 児玉更太郎君。

お答えをいたします。

査定の流れについては、それぞれ各課、部から出たものを査定をしてまいりまして、最後は市長査定というところまでいくわけですが、市長査定のところまで来たときは、ほとんど切るものはないくらい切っており、こういうことをごさいますして、つけるものも余分な予算はないと、非常に厳しい状況で、助役査定までを経てきておるわけでごさいます。このことについては、またもう少し具体的には、関係部、助役の方から答弁をしていきたいと思ひます。

特に医療の問題について、ご指摘でごさいます、全く医療費が、年々増えて、増高しておると。それに伴い、市の負担も増えてきておると。こういうことをごさいますして、これは、国も同じ状況で大変厳しい財政のやりくりをしとるわけですが、全く、我が市もこういう方向になりつつある、しかし、これは何とかして、介護保険でも同じように医療費のかからない方向へもっていくというのが、今後の、特に老人保健が非常にウエイトを占めるわけでごさいますして、老人保健の、1人当たりの医療費が年間大体70万くらい、70万は出とるんじゃないか思ひますが、ちょっと詳しく数字持っておりませんが、だんだんと老人医療が多いと、こういうことでごさいます。これをどのように、全体の医療費を抑えてくるかというのが、今後やる包括支援センターの仕事であるわけでごさいますし、保健婦の活動も今後、今までは保健婦の活動も3人、5人小グループのところにおいて、いろいろ指導しておったんですが、総合的にその市全体で、その保健婦の活動を統括していくという方向にしながら効率的に保健婦も動いてもらうように、今回は新しい年度で計画立てていこうということも考えておるわけでごさいますして、実態は、なんぼやっても、やっても医療費というのは、下がらんというのが実態であるわけでごさいます。

非常に難しい課題を抱えておるわけでごさいます、そういう中で、包括支援センターを中心にしながら、特に介護保険にかからんような、元気なお年寄りを育てていくとか、そういう方向で新しく取り組みもしておるとごさいます。

それから、商工業、農業の問題でごさいます、商工会を中心とした、活動については、国の制度に基づく、今研究会等も立ち上げておるわけでごさいます、なかなか今のところ、決め手がないというところでごさいます、やはり、企業誘致についても、現在企業団地で、空いておるのは紀文のあとが一カ所あいて、あとは全部埋まっておるようでごさいます。紀文については前々から吉田町時代から努力はされとるわけでごさいます、なかなか建物等が太すぎて、なかなか誰にでも利用できないという問題があるんで、今後とも我々のこの問題には努力していきたいと思ひますし、新しい企業等についても努力してまいりたいと思ひます。

御存じの農産物処理加工センターについても、本格的に動きだしたら、百人くらいの規模になるんじゃないかと、雇用の機会がもら

えるというように考えております。

農業の問題につきましても、今新しい19年度から農業の制度があります。基本的には、大型農家しか相手にせんという国の施策でございます。認定農業者を4ヘクタール以上の農家でないと、認定農業者で認めんとか、あるいは営農集団も10ヘクタール以上でないと認めんとか、こういうようなことで、我々としては非常にこの問題については苦慮しておるわけでございます。しかし、県も特例を設けて、4ヘクタールの認定農家というのは、2.6ヘクタールくらいまで基準を落としてくれるということもございまして、10ヘクタールも基準を落とすというなかで、やっぱり認定農家、営農集団を育てていくということが、来年からの新しい農政の動きに対してやっていかにかいけん問題であるわけでございます。それと、当面は、農産物処理加工センターへ野菜をどのように持ち込むかということで、この指導専任の県の普及員のOBで、すぐ実践で使えるような、そういう人を今年から農協と一緒にこの予算の中にも盛り込んでおるわけでございます。そういうような努力をさせてもらっとるところでございます。

具体的にはまた、必要があれば、担当部長の方からもお答えをしたいと思います。

松浦議長

引き続き、答弁を求めます。

助役 増元正信君。

増元助役

合併3年目の予算ということで、この18年度予算につきましては、我々といたしましても、正念場であるという思いから、昨年早い段階から準備を進めていこうということで取り組んでまいりました。予算の編成方針につきましては、施政方針の6ページ、7ページ等に記載をされております方針のもとに、各担当部の方に方針を示しまして、そこからの各部の積み上げをお願いしたいということでやってまいりました。

基本的な考え方とすれば、いわゆる、スクラップアンドビルド、一端、ゼロに白紙に戻して、本当に市民の皆さんが必要とされている事業選択をして、集中的に取り組んでいきたいと思いますという考え方のもとに、各部からの積み上げをしていただいたわけですが、合併をいたしまして、旧町のこれまでの継続事業、あるいはそれぞれの思いのある中で、やはり急激に削減をしていくというのが無理な事業もあります。部とすれば、それぞれの思いで上げてきておられますけれども、助役査定の段階で、市全体の歳入、あるいは起債のあり方等々を考える中で、もう少し努力していただいけませんかと。いわゆる、コストハーフ的な考え方も必要なんじゃないですかと。この事業をやらなければいけないけれども、例えば、半分のコストでやるとすれば、そういう考え方ができるでしょうか、もっと効率的な事業の運営も考えられるのではなからうかと。これまでのやり方を踏襲するというのではなしに、もう少し事務方としても工夫ができるのではないのでしょうか。具体的に

は、もう少し総合的な考え方、縦割り行政のなかで、同じような事業をそれぞれ、違う部署でやっておるといふのもあるわけございまして、例えば同じ部署でも事業名が違っただけで、同じような目的でやっっていくと。例えば健康づくり、これにつきますしても、いろんな部署で、いろんな考え方に別々にやっっておるといふ部分、そこをもう少し総合化して、一本化してやっってきたらどうですかという、そういったような工夫をしながら、今回取り組んでおります。まだ完全ではないといふふうには思っておりますし、補助金等につきますしても、いわゆる一割削減といふふうな、シーリング方式を今回取らしていただきましたが、これも限界であろうといふふうに思います。本当に必要なところに、必要な事業に対する補助金を的確に交付していくといったことが求められております。

今後は、事務事業の評価をきちっとやっっていくという作業が必要であろうと思います。もう少し科学的にそこらをですね、やった上で、じゃあ予算をつけましょう、あるいはこの事業は終わりにしましょうと、そういうふうなことを、これは今後の、18年度以降の取り組みとして、現在やっしていきたいと、現在の行革の実施計画の中にも盛り込んでおるわけございまして、そういう事務事業、千、2千もある事業を、一つ一つを丁寧に分析し、評価をしていくという作業が必要ではなかろうかと、いふふうに思います。

そういう作業をした上で、そういった評価の結果を市民の皆さんに公表するといふふうなことも、将来的にはあるのではなかろうかなといふふうにも思いますが、現在の段階での予算編成の過程をですね、公開をしていくといふことは、できてないといふのが現状でございます。今後の課題としたいといふふうに思っております。

松 浦 議 長

引き続き、答弁を求めます。

新川総務部長

総務部長 新川文雄君。

予算の査定の基本的なあり方ということでございます。

お手元の方にも配布させていただいておりますように、18年度の予算の資料、いろん安芸高田市の新市の建設、また総合計画の骨格の中のもとで、本予算の骨格というものを作らせていただいております。合併し、3年目のそうした予算という状況でございますので、そういう点につきますとは、ある適度の昨年度の事業の実施、また今年度の新たな実施、そういうところも十分チェックさせていただいたところでございます。

基本的には、財源の確保であるのではなかろうかと思っております。2カ年目におきましては、いろんな角度で国なり、県の合併推進交付金というのが交付され、また、ある程度の交付税措置も、そうした状況の中では、特別交付税の枠の中で、ある程度実施されておりますけれども、18年度におきましては、1億数千万という、特交の枠もとれたような状況もでております。そういう状況の中で、新たな新年度の

予算の概要の説明については、説明をさせていただきますが、財調基金の方をですね、4億5千万、昨年度よりかは2億円の増額で、調整をさせていただいておる状況でございます。ただ、先ほどからご指摘いただきます農業問題なり、また、福祉の健康づくりの問題、このことにつきましては、原課の方から査定はでていきますものの、やはり、18年度から対応されます福祉関係でありますと、3障害の事業の推進、また、農業における環境、そういうことにつきましては、18年度の予算の中で、多少目の統合なり整備をさせていただいて、予算編成をさせていただくととどこでございます。目のところは、前年度ゼロで、新たな目をつくって、そこの部の中で総括的な事業推進ができないかという方法の中で、検討を進めさせていただいております。

それと、合併してまだスタートの段階があるわけですが、光熱水費と、非常に伝票会計の枚数が多くなり、事務事業に非常に、増大な事務に時間を要しております。そういう今年度の簡潔の方法といたしまして、光熱水費等には、やはりある程度の款の幹事課といたしましうか、そういう1カ所において、その負担行為をおこすというようなルールもつくりたい。今では全部の施設のところから、そうした負担行為等もおこしておるところでございますので、そういうところについては、もう少し効率的な執行できないだろうかとチェックを重ねさせていただいております。

ご承知いただきますように、17年度の予算から17年、18、19年度ということで、新しい第2庁舎、また、文化福祉施設の建設に入るわけでございますので、昨年度と同等の普通建設事業費というのは財源的にも充当するということは、非常に難しい角度もございませう。こうした大きなプロジェクト事業を実施するにあたりましてはですね、各部の要求されとります事業につきましては、次年度に対しての、多少の事業の延し方、そういうところも全面的な協力をいただいております。一般的な状況でございます。一般財源においては、昨年並みの財源で計上させていただいておりますけれども、3年目の予算編成をさせていただきますに、非常に経常経費が固定化しておるという状況にあるかなという思いがいたしております。その18年度の実施に向けての改善策といたしましうか、チェックの入れ方、そういうところも十分、財政課の方としましては、検討重ねさせていただいて、事業執行、また、事務執行のあり方につきましても、十分検討を重ねさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

熊 高 議 員

他に質疑ありませんか。

松 浦 議 長

議長。

熊 高 議 員

10番 熊高昌三君。

総括的な議論なんで、今後予算委員会の中では、具体的には話がで

きると思いますが、査定の公開という話をさせていただいた背景には、やはり市長の施政方針の中にもあちこち出てくるように、住民自治との協働のまちづくりということですね。特に、行政と市民が対等の立場でということが、これが印象強く頭に残るわけですけど、そういった観点からすれば、やはり行政が考えておる情報をしっかり市民に提供することによって、市民が判断をできる対等な立場でいろんなものがつくり上げていくというようなことが今言えるんじゃないかなと思いますんで、それぞれ各部の担当の皆さんが苦労されて上げてきたが、それでもなおかつ、こういった観点で、その部分が削減されたということがわかればですね、市民の皆さんも、そうかと、じゃあ我々もその足りない部分をそれぞれ協働のまちづくりの中で考えていこうと、いうふうな発想が生まれてくるという思いがしますんで、ぜひとも、来年度の査定というのは、そういった公開をするんだといった意識の中でですね、それぞれの担当課が上げていき、しっかりとした視点で、それぞれの段階で査定をしてくる。それが、議会はもちろん、市民にもある程度、公開できるというようなことも必要じゃないかなという気がしますんで、その点、しっかり今後の課題としてとらえていただきたいと思います。

あと、介護保険とか少子化の問題、あるいは商工業、農業については、助役も言われたように、それぞれ積み上げていって、その費用対効果といいますか、そういったものも含めていろんな課題もあろうということも言われましたけども、やはり、今年度から実施計画をつくっていく行財政改革の中で、そういったものが既に組み込まれて、18年度はいかれないといけないなど。単年度の評価というかたちとしても、やはり目標値があって、評価をしていくというかたちでない、次の年に生きてこないということになると思うんですね。その辺は、先送りというふうなかたちにせず、できることから18年度の実施計画の中に盛り込んで、試験的にでも、この部分はその評価を次の年にはするんだという部分をしっかり具体的に出していただいて、19年度にはきちっとそれに反映していくというのは、一部でもいいですから、18年度の予算執行上、行財政改革の実施大綱と関連づけてやっていっていかないと、こういった課題というのはなかなか解決できるのかなというふうな気がしております。

その予算の特別委員会の中でも、それぞれの部長さん、説明をさせていただきますけども、先ほど、助役が言われたようにそういったスクラップアンドビルドということも言われましたし、シーリングというようなことも言われましたが、そういった考えでこの事業、あるいは各部の予算づけを検討してきたんだというものが、冒頭わかるようなですね、説明、ぜひとも部長さんの立場でしていただければ、先ほど助役が言われたことが、なるほどなということで、腑に落ちるというような気がしてこようと思いますので、予算委員会などで、そこら

辺をしっかりと助役の言葉が伝わるような説明をいただきたいというふうをお願いをしておきます。

総務部長の方から、財政確保がまず最優先だということで、当然、そういった財政担当の部長としてのいろいろ苦労してるんだというように思いますが、ちょっと気になった言葉は、やはり、第2庁舎の建設費が18年、19年度で40億近いものがあるみたいですから、そのことによって、事業もある程度削減したものがあるようなこともあったんですね。これは非常に気になる言葉であります。そのところで、市民が庁舎をつくるということに対して、理解がなかなかしづらいという言葉もあちこちから聞くことも一つの部分でないかなという気がしますんで、そこらも含めて、先延ばしにしてもいい事業もあるでしょうし、やはり18年度、早急に取り組まんといけん事業というのは、そりゃ当然、皆さんが選別されて提案をされたということでしょうが、そこらが、やはり市民に理解がいてない部分じゃないかなという気がして、私も今聞かせていただいたんで、それも含めて、予算委員会あたりでその辺の流れというの、各部のそれぞれのなかであろうと思いますんで、しっかりと伝えていただきたいというふうをお願いをしておきます。

質問としては、査定の公開をするつもりで取り組んでいただけなのかという部分を一点お聞きして、あとは予算委員会の中で、しっかり部長さんあたりが、先ほど申し上げたことを我々に伝えていただきたいということで、質問終わります。

松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 理想から言えば、査定の公開というのはおっしゃるとおりだと思います。しかしまあ、実際には実務の段階です。どこまで公開できるかどうかという問題もありますので、これは、課題として検討をさせていただきたいと思います。

松浦議長 引き続き、質疑がありますか。

12番 金行哲昭君。

金行議員 12番、金行です。施政方針の中にも、今日の予算書の中にも市長が苦慮した中で、昨年マイナスなことは仕方がないと、私も感心をしたんですけど、合併して2年目の、本日なりますよね。その合併して、順当に厳しい予算の中で、想定内で物事を、今日まできとるのか、その、合併してこれは想定内でやっとするところの、今の率直の、市長のご意見、ご感想があったらお聞きしたいと思います。

松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 今日が過ぎますと、ちょうど合併3年目に入るわけでございます。そういうことで、この2年は、やはりそれぞれカラーを持った6つの町が合併をしてきたんで、なかなかそのカラーを統一するというんは、

難しい。しかしまあ、かなり、それは、実績があがりつつあるかなあ
というような、我々は感じを持っております。それと、やはり我々が
急いでやっておかにはいけない課題というのは、前から申し上げてお
りますように、合併建設計画にあった、大きな柱があるようござい
ます。それは、第2庁舎・文化ホール等をつくるという、この問題、
それとその前の問題は、向原町に特別養護老人ホームをつくと、こ
れが一番最初であったわけでございます。それは、もう御存じのと
おりできあがったということ。これも合併特例債があったんで、御存
じのとおり、6億いくら合併特例債を使ったわけですが、それがかなり、
合併をしたということで、その特例債を認めてもらったと。向原町も
一定の基金を持ち込んでもらったと、こういうこともあるわけござ
います。そういうことで、次の2番目が、第2庁舎・文化ホールの建
設であるわけでございますが、これも、議員の皆さんのおかげで、よ
うやく入札のどこまでいけたということでございます。それから、3
番目の大きな合併建設計画にあった、課題は広域の葬斎場の問題で
ございます。この3つが、合併の段階で一番大きなハードな面での課
題であったんですが。この葬斎場は今、特別委員会でいろいろと検討
してもらっておりまして、円満に場所が決定すれば、予算の面では見
通しが立っておりますんで、実施できるというように考えております。
これも、合併特例債があるからできる問題でありますし、第2庁舎、
文化ホール等についても、合併特例債があるからできるということ
ございまして、これを有利に使わせてもらって、緊急を要する大きな
課題は、大体方向が出てきたんではなかろうかと、このように考えて
おります。それと、合併後出た問題でございますが、農産物処理加工
施設については、御存じのとおり、起工式までいきましたんで、今年
の10月からはいよいよ稼働するということで、これはやっぱり、農
業の振興については、大きな施設になると、私は考えております。そ
ういうことで、そのハードな面の課題というのは、大体2年でほぼ、
方向が見えたかなあと、議会の皆様もご協力を賜ったわけで、で、
ソフトの面の住民と行政の協働のまちづくりということがございま
すが、それぞれ、32の地域振興会が整備されましたので、今後はこれ
と、行政がどのようにうまくかみ合う活動をしていくかということ
であろうと思いますし、やっぱり一番の起点は、それぞれの地域です
ね、その振興会が、自分たちの地域づくりをやってもらうというこ
と、先ほど来、話のありましたように情報公開を、それじゃあどこま
でできるか、地域振興会のまちづくり委員会でできるだけ情報公開の
場にもしていきたいと思っておりますし、できるだけ各地へ出向いて住民
との懇談会を、現在もやっておりますけども、それをやりながら住民
への意見交換をするなかで、私は情報公開ができるというように考
えておるわけございまして、一応、2年経って、ソフト、ハードの主
なものは軌道に乗ったから、今後は3年目によりいっそう、これを充実

松 浦 議 長
亀 岡 議 員

させるといふことになるかと思ひます。

20番 亀岡等君。

申し上げるまでもなくですね、向こう1年間、18年度、市民すべからくもっとも深く関わるこの予算が提案されましたんですが、私は、これからの中身につきましては、これからの審議ということにいたしまして、実はこの予算の提案について一言お尋ねしていきたいと言ひますことは、先般来、新聞に公表されておりますことを思ひまして、まだ予算書も当然そうですけども、まだいろいろ検討中ですね、市民の活動保険、導入事業についての予算措置、これは私の受け取り方が違ひていればともかくとしまして、明確にここに、これまでの話の中で90万とか、額面はどうでもいいんですよ、ただこの新聞発表を見ますと102万円とかいろいろありますが、何にしましてもこの予算というの、言うまでもなく提案権の側におかれては、この実現に確信を持って、中身に確信を持って、自信を持って提案されておるわけですね。我々、まあ、議決権側もですね、そういう目標を持って提案されると、それが適正であるものとしてですね、できることならそういう方向で議会側としても、内容を審査して力を合わせてやっていきたいというふうには思ひておるんですよ。そういうあり方になってきておるわけでありませう。しかし、まだこれはいわゆる市の方から、執行部の方からどうでしょうかという話を持ちかけられとるんですよ。これはやっぱり、ぜひともこれを実現してやっていきたいということで、されてることもよくわかるわけですね。ですが、しかし本来は、提案権の側からでありましたら、こういう考えだからということで、いきなり施策と予算を出されても、それは当然それでもいいと思ひますね。それならまあ、時間をとって提案されたものを審議し、議決をしていこうということになっていこうと思ひますが、そういう立場にありながら、わざわざ話を持ち込まれて、どうでしょうかという相談を受けて、その結果がまだ出ないのにもう、ここを見越して予算にも上がっておるんですよ。もちろん、予算ですから、気に入らなやあどうなってもいいんかと、これから採決になるんだから、ということになっていたんでは、さっき申し上げました、立場がなくなると思ひますよ。振り返ってみて、地域審議会を、言うのが、住民意向の反映なり、やっていくのに法的に認められたあり方なんで、合併段階からいろいろ論議されていませう。しかし、それでは幅がもてないというか、あるいは2つの議会があるんじゃないかということになっていけんからということで、まちづくり委員会にした方がいいんじゃないかと、というような議論の経緯がございませう。まさにその通りのような気がするんですよ。今回の中身は財源措置にしましても、言ひましたようにそんなに大きいものではございませうし、あえてどうこういうわけじゃないんですけども、これが例になって、議会審議より先に、これは正式な審議をしたわけじゃないんですよ。話し合い

で詰めといて、出そう言われるから、そうしましよと応じて、それがまだ途中経過だということですから、そこらはどのようにお考えでおいでなのか、いうことを、ちょっとお尋ねなり、確認をしておきたいんですね。以上です。

松 浦 議 長 ただいまの質疑に、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長 この市民保険の問題につきましては、それぞれ委員会等にも1遍じやなしに、2遍も3遍もお諮りをしてきた問題であろうと思います。ただ、この市民保険が先走って発表されたという問題があって、我々としても、その点については、議員さんにも心証を害したのではなからうかとそのように考えておりました、やはり議員さんにも、この保険の問題については、今後、地域振興会を育てていくひとつの課題解決の方法として、ぜひとも実施をさしてもらいたいということで、今までお話しをさせてもらっておるわけでございます。まだその話し合いの途中で、予算が出てきたというご指摘でございますので、今後は、この議会で、ひとつ十二分に論議をしていただいて、我々としては、ぜひとも、これが、18年度で実施できるようにお願いしたいということで予算提案をしてもらったと、こういうことでございます。全く何も相談なしで出てきたわけじゃないんで、そこらのご理解を、我々もできるだけ議員さんにお諮りをしながら、円満なかたちで、それが動けるように、ということで今までやってきた経過もあるんで、この委員会の中でも十分の議論をいただきたいというように思います。

松 浦 議 長 引き続き、質疑を求めます。

20番 亀岡等君。

亀 岡 議 員 申し上げましたことが、まともにご理解いただいていないのだと思うんですね。中身がいけるとかいけんとか言ってるんじゃないんですよ。そうして、くどいようですけども、いきなり提案されてもいいんですよ。提案権はあるわけですから。問題は、今言われるように、円満にこれを実現していきたいということから、話を持ちかけられとるんですよ、議会の方は。で、一生懸命総務委員会と申しますか、小委員会と申しますか、そこで議論を積み上げて、まだもう少しということだと私は思いますけども、そういう状態のところに来ていると思うんですが、それが、あたかも、もうそこは一致したかのようなかたちでですね、出されてますよね。ですから、これはやっぱり地域審議会というのがございましたが、そこでやれば第2議会のようなことになるよというような議論がございましたが、まさにそのようなことになってると思うんですね。どうせやってもらわにゃいけんのんじゃないか、まだ話がすんどらんでもええじゃないと、こうなつとるわけですよ。こういったところはどうかと思うんですね。我々は提案権の方を尊重し、提案権にある執行側としては、やはり議会にまともなかたちで審議をするんだと、対応するんだと、これは事前のことで、審議

とは言えませんがね。そういったような立場でお互いにやっていったのが、本当にいいんじゃないかと。また、あり方に照らして、その方が適当なことじゃないんかと、こういうふうに思うんですね。これでは、あたかも、それまでの話で、もう決まったと、で、予算も組みましたし、提案もしましたということのかたちになっておるんですよ。それぞれの立場に立った信義に悖るような形のように思えてならないんですね。これは、再々言うようですけども、予算額も大きくもないし、そんなに大変なことじゃないと思いますけども、私はやはり、双方のそれぞれの立場にとっては大変重要なことではないかと、そのように思うんですね。中身のことについて、云々ではありません。その点は、そのようにご理解いただきたいとそのように思います。

松 浦 議 長

暫時、休憩します。

~~~~~

午後 4時29分 休憩

午後 4時31分 再開

~~~~~

松 浦 議 長

休憩を閉じて、再開いたします。

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

田丸自治振興部長

市民活動保険につきましては、総務企画常任委員会の方で何回かご議論をしていただきました。実は、予算編成は時間がかかるものでございまして、そういったことの中で、ぜひご理解をいただいて、そういうことの中で、予算へ出していくという方向で、私たちも予算の編成の作業と同時に、そういった議会の皆さん方へのご説明をしてきたいと思っております。ただ、前回の総務企画常任委員会におきましても、やはり2、3の議員さんからの質疑というものがございまして、これに対して、現在の段階で的確な私たちのご説明ができていないということは、議員のおっしゃるとおりであろうと思っております。私どもとしましては、3月3日の総務企画常任委員会にもご質問なり、ご意見等いただいております案件につきまして、資料等取りそろえて再度ご説明させていただきたいと考えておりますし、また予算委員会等におきましても、追加の資料等ございましたら出させていただきますし、しっかりしたご議論をしていただいて、理解の上で、こういった制度が円満のうちに執行できるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

松 浦 議 長

答弁を終わります。

ちょっと休憩をとらせてください。

~~~~~

午後 4時32分 休憩

午後 4時32分 再開

~~~~~

松 浦 議 長

休憩を解きます。

再開します。

1 番 明木一悦君。

明 木 議 員

はい。大まかなところで、2点ほどお願いします。

今回の予算についてなんですけど、合併3年目ということで、今までである程度、6町ポイント的な予算組みをされてきたんじゃないかと思われましたけども、今回の18年度予算は、全体的に、総合的に、安芸高田市をメインとして見られた予算組みで検討されたのか、それとも、先ほど市長の答弁にありましたけども、ポイント的な予算組みをしていかないといけない状況にあるんかということをもまず1点。

それから、今やっぱり施政方針の6ページ、7ページを見させていただいても財政確保が不透明であるとか、財政健全化が課題になっているということで、財政の問題が出てきとるわけです。性質別歳出なんかを見ましても、総額に対して借金返済、公債費率などが上ってきておるとい状況があるんですね。これに対しまして、債務解消プランというのが、多分立てられていると思うんですね。やはり債務をやる上で、起債をしていく上で、じゃあどのように借金返していこうかと、何年かけてこれを返すんだということですね、プランを立てた上での財政予算組みがされていくことが必要だと思うんですけど、合併当初に比べて、現在償還プランも施政方針の中で示されておるように不透明であるということで、変わってきとると思うんですけど、そのあたりが、当初と現在、今回の予算組みをされまして、どのように変わってきたのか、それについてぜひ資料を出していただいて、予算委員会で検討させていただければと思うんですが、いかがでしょうか。2点について、お伺いします。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

合併3年目に向けての予算の中で、将来安芸高田市の一体化についてどのように考えるかというようなご質問であろうかと思いますが、先ほど来申し上げておりますように、特老の問題、それから第2庁舎、文化ホールの問題、それから広域の葬斎場等の問題については、合併建設計画の中で、どうしてもやっとかにゃいけん箱物であるわけでございます。したがって、今後については大きな箱物はできないと思いますが、今後については、やっぱり市が一体化できるような予算組み、当面は緊急の合併の建設計画にあった大きな課題もほぼ見通しがつきましたんで、今後はやはりそれぞれの重要なものを優先的にやっていく。そこらで予算も変わってくると思います。

松 浦 議 長

今、質問の中に資料の件がありましたが、執行部で出せるか出せないか、その答弁をしいてください。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

合併の3年目のスタートということで、今回、そうした性質別をみ

ていただきますと、公債費が約9千円ばかりの増となっておりますと思います。ご承知いただきますように、他市の類似団体等の財政規模、人口規模、大体予算規模で200億の予算というのではないわけですね。大体100数億の、それは合併しないでそういう状況の中で、こうした市として独立をしてきとると思いますけど、今まで旧6町の中で、やっぱり都市機能の整備ということで、やはり起債等を充当された事業が、分析してみますと非常に多く出ています。このことにつきましては、資料の提出ということがありますが、予算資料の分析資料の中でご説明をさせていただきたいと思っております。当然、現在の18年度の起債見込額、また償還の見込みについても3億、約7千万ばかりの減額措置ということで、起債を借って、そうした経常経費に充当ということは実施しておりません。当然、その借入れに対する数字といいたいまいしょうか、プライマリーバランスといいたいまいしょうか、バランスをとって、当然借入額以上の償還はしておるわけですから、そこらについては、財政的には十分考慮したかたちの中であって、後年度に財政負担を送らないようなかたちで検討しております。それと、財源的に公債費の発行、起債の発行であるわけですが、旧高田郡は過疎地域と辺地地域という環境の中で、交付税措置で財源の補填を交付税で実施していただいとる状況でございます。ちなみに、17年度で見ますとやはり58.8%、約6割はその元利償還金相当分に対して、交付税措置がされております。だから、基本的には、優利な起債を借入れをされて、事業実施をしておるといのも、ひとつの特徴かなという思いもしております。そういう状況で、今後における財政の負担ということにつきましても、十分交付税措置がある優利な起債の充当ということで、当然、合併特例債も95%の充当に対する7割の償還ということでもありますんで、そうした合併特例で、できる事業については優先順位の中で、事業実施すべきという状況で考えております。細部にあたっては、また資料の中でご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

松 浦 議 長
明 木 議 員

1 番 明木一悦君。

これは、非常に大問題なわけなんです。借金をするにあたって、将来的な返済能力も考えずに借金をするというのは、普通一般的に考えて、例えば1台車を買うのに金を返せぬのに車を買えないわけですよ。そういうなかで、やはり家計なり、ここでは財政ですけど、それを考えた上で起債をしていくということが大事なわけで、今言われましたけど、合併特例債にしても7割は補填がありますけど、3割は借金なわけです。その借金をどのように返していくのかというのは、これは計画的なものがないと、予算が組めないはずなんですよね。それなのに、起債が、優利な起債があるからと、どんどん借り入れていく。で、あれば将来的な安芸高田市は、もう住民サービスを水準を確保ということがありますが、全然住民サービスのできないような市にな

っていくんじゃないでしょうか。ほんと、破綻してしまうような市になっていくんじゃないでしょうか。やはり、債務償還プランというのは大事なものであって、それが無いというのは非常に大問題じゃないかというように考えられるんですね。

先ほど、資料は今ある資料の中で説明されると言われましたけど、ということは、そういうプランは立てられてないということでしょうか。それを、再度ご確認いたします。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

当然、財政推計のもとで、将来における公債費の負担というのは、年々の将来を見越した財政計上の中でありますので、そういうところは原課の方で数字的なことについては、十分検討させていただいております。今回の合併というのも、33億の基金というような状況もありますけども、いろんな角度で今後における財政基盤というのは、変わってくる状況もあるのかなという思いもしております。その点は、今3年目のスタートになっておりますけども、旧町とのハード的なある程度の環境整備につきましては、完成塾度に達しておるんじゃないかなというように思いもしております。十分、今後における償還の財源、義務的経費になるわけですから、そういうところの今後における経常経費の削減というのも、当然削減していかなくてはなりませんし、そうした償還に係わる財源も捻出をしていかなくてはならないのではなかろうかと思っております。

以上であります。

松 浦 議 長

1番 明木一悦君。

明 木 議 員

今の答弁になってないと私は感じるんですけど、財政プランがあるかないかということ私を確認したいわけなんですけど、それはつくられてないということなんですかね。イエス、ノーの答弁でいいんですけど、あるか、ないかですよね。で、ないんであれば、それが説明できるだけの、どのように合併当初と今、財政を見込んで、それが今の段階ではこうなったということですね。そういう説明ができるだけのものが予算委員会でいただきたいと思うんですよ。で、今あるか、ないかということについて、まずそのぶんについて答弁いただきたいと思えます。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

基本的に、合併時に新市の建設計画も作成をされております。そういう状況の時期と多少現状の中では、そうした特例債事業につきましても事業費の減というのは、現実面出てるように思っております。先ほど、債務の解消プランという基本的な計画書はございませんけども、市としての財政的なそうした推計そのものについては、年々の財政推計のもとで財源を明らかにしながら、我々、財源確保ということで予

算計上をさせていただいております。

松 浦 議 長 他に質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

松 浦 議 長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本 1 3 件については、議長を除く 2 1 名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本 1 3 件については、議長を除く 2 1 名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

~~~~~

午後 4 時 4 5 分 休憩

午後 4 時 4 7 分 再開

~~~~~

【委員長互選結果報告】

松 浦 議 長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

委員長互選結果の報告をいたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行なわれました。

ここにその結果を通知いただいておりますので、報告をいたします。

今定例会において、設置されました予算審査特別委員会の委員長は、1 0 番 熊高昌三君、副委員長には、1 7 番 玉川祐光君が選任されました。

以上、報告いたします。

お諮りいたします。

現時点で、議事日程にあります議案を残しておりますが、本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

次回は、明日 1 0 時に再開いたします。

本日はどうも、ご苦労さんでした。

~~~~~

午後 4 時 4 8 分 散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員